



特別管理産業廃棄物処理計画書

2026年6月24日

水戸市長 高橋 靖 殿

提出者
住 所 水戸市城東1-6-1
氏 名 TOPPANパッケージプロダクツ株式会社
工場責任者 鈴木 淳也
電話番号 029-224-0111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量
その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	水戸工場
事 業 場 の 所 在 地	茨城県水戸市城東1-6-1
計 画 期 間	2025 ⁶ 年4月1日～2026 ⁷ 年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	印刷業
② 事 業 の 規 模	売上高 百万円
③ 従 業 員 数	361人
④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	引火性廃油 ①混合ろ過 ⇒ 燃料化 ②焼却(サーマルリサイクル) ③再生 強アルカリ ————— 中和 ————— 再生

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

山本 生活・産業BU 製造技術統括本部長

今泉 代表取締役

水戸工場

鈴木(淳)工場長

第一製造部

厚グ
液体
複合容器

第二製造部

オフ印刷
打抜
加工
サック
仕上
LE

品質管理部

水戸

購買部

紙器2

生産管理部

水戸1
水戸2

技術部

紙器第一
紙器第二

(環境)

紙器第三

総務

水戸

本社・事業部組織

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（2025年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃強アルカリ
排出量	181.68 t	1.41 t

(これまでに実施した取組)

- ・印刷工程での品質ロス改善の取り組み
- ・再生溶剤機による再利用

② 計画

【目標】2026年度/2025年度≤100%

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃強アルカリ
排出量	181.68 t	1.41 t

(今後実施する予定の取組)

- ・工場再編もあり新設導入を予定、特別管理産業廃棄物排出抑止に向けた活動を積極的に取組む。
- ・過去実績の蓄積による使用標準量の把握を実施することにより購入量・使用量を管理し、工程ロス改善施策とともに排出量を抑制する。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃棄物名毎に分別保管し定期的に回収委託をしている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 法令・条例の変更等による対応を行っていく。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ 溶剤蒸留装置の活用し再生溶剤を利用。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・ 工場レイアウト変更に伴い溶剤蒸留装置を撤去、令和5年度について再利用なし。 今後、溶剤蒸留装置の設置を検討する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 —		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—		—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t		— t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—		—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t		— t
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（2025年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類		引火性廃油	廃強アルカリ
	全 処 理 委 託 量		181. 68 t	1. 41 t
		優良認定処理業者への処 理 委 託 量	181. 68 t	1. 41 t
		再生利用業者への処 理 委 託 量	181. 68 t	1. 41 t
		認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	— t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)			
	・再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減に努めて来た。			
	・サーマルリサイクルからマテリアリサイクルへの転換を図り地球環境に寄与する。			

(第5面)

② 計画	【目標】－		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃強アルカリ
	全 処 理 委 託 量	181.68 t	1.41 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	181.68 t	1.41 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	181.68 t	1.41 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2025 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	183.09 t	
	(今後実施する予定の取組等) 2018 年度より導入済み。		
※事務処理欄			

備考

1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記

入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。